
居宅介護支援 重要事項説明書

当事業所は介護保険法の指定を受けています。
(指定事業者番号：木津川市 第2671400048号)

当事業所は、利用者に対して居宅介護支援事業（ケアプラン作成）のサービスを提供いたします。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、及び契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

1. 事業者（施設経営法人）	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	4
4. サービスの提供方法及び内容	4
5. 利用料	5
6. 個人情報の保護	7
7. 事故発生時及び緊急時の対応	8
8. 苦情等の受付	9
9. 利用上の留意点	10
10. 第三者評価の受診状況	10
11. 利用者への説明・同意等に係る見直し	10

社会福祉法人 京都悠仁福祉会
加茂の里居宅介護支援事業所

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人京都悠仁福祉会
- (2) 法人所在地 京都市伏見区深草正覚町 23 番
- (3) 電話番号 075-561-6550
- (4) 代表者氏名 理事長 武田 隆久
- (5) 設立年月日 平成19年2月14日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援
(令和3年11月1日 指定 木津川市 第2671400048号)
※当事業所は、特別養護老人ホーム加茂の里に併設されています。

- (2) 事業所の目的

事業者は要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容を記載した居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、できる事は可能な限り自分で行い自立した生活が送れるよう支援し、要介護者等が介護保険施設へ入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等、便宜の提供を行うなどを目的とします。

- (3) 事業所の名称 加茂の里居宅介護支援事業所

- (4) 事業所の所在地 京都府木津川市加茂町駅東四丁目1番地3

- (5) 電話番号 0774-34-1123

- (6) 管理者氏名 島本 結子

- (7) 事業所の運営方針

- 1 契約者の意思及び人格を尊重し、契約者の立場に立って介護等に関する相談、指導、助言を行います。また、関係行政機関や居宅サービスを提供する事業者等と積極的に連携しながら、契約者やその家族に対し居宅サービス計画に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めることができることを説明し、居宅サービスが公正・中立に提供できるように努めるものとします。
- 2 事業の運営に当たっては、地域社会や家庭との結び付きを重視し、関係行政機関、他の居宅サービス事業所その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとします。
 - ① 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、その主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付します。
 - ② 利用を行っている、訪問介護事業所等から伝達された契約者の口腔に関する問題や

服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員が把握した契約者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

- ③ 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にします。
- 3 選択性の対象福祉用具（固定用スロープ、歩行車を除く歩行器、松葉杖を除く単点杖、多点杖）の提供に当たっては、介護支援専門員が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うとともに利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行います。
- 4 利用者の人権の擁護・虐待等の防止を図る為、従業者に対する定期的な研修の実施、虐待防止の為の指針の整備を行い、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 5 適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場内及び訪問先において従業者に対する各種ハラスメント（優越的な地位または関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で（1）身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）（2）個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為（3）意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為等）の防止の為に必要な措置を講じるものとします。
- 6 利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとし、以下の措置を講じます。
- ① 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催します。
- ② 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。
- 7 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。
- 8 事業所は、感染症や災害が発生した場合でも必要な居宅介護支援を継続的に提供できる体制確保に努めます。
- 9 当事業所は、ISO9001:2015（JIS Q9001:2015）の規格要求事項に従い、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、且つ維持することで業務の有効性を継続的に改善します。

(8) 開設年月日 平成12年4月1日

(9) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施範囲は、木津川市とする。

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(10) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (国民の祝日、12月30日～1月3日を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時00分

※ ただし、問い合わせについては、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとします。

(11) 併設されている事業及びサービス

当事業所に併設されている事業所は、次のとおりです。

- ・介護老人福祉施設[50人] 令和3年11月1日指定
- ・短期入所生活介護[20人] 令和3年11月1日指定
- ・介護予防短期入所生活介護 令和3年11月1日指定
- ・通所介護[1日定員40人] 令和3年11月1日指定
- ・通所型独自サービス 令和3年11月1日指定
- ・訪問看護 令和3年11月1日指定
- ・介護予防訪問看護 令和3年11月1日指定
- ・ケアハウス 令和3年11月1日指定

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して居宅介護支援事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<職員の配置状況>

2024年4月1日現在

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
1. 管理者	()名	1(1)名	()名	()名
2. 介護支援専門員	4(1)名	1(1)名	()名	()名

※ ()内は主任介護支援専門員の人数

4. サービスの提供方法及び内容

居宅介護支援契約書第4条から第10条に示す下記の業務を行います。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 経過観察・再評価
- (3) 施設入所への支援
- (4) 居宅サービス計画の変更
- (5) 給付管理
- (6) 要介護認定等の申請に係る援助
- (7) サービス提供の記録

当事業所は介護保険法に基づく介護サービスの「情報公表」を行うほか、「特定事業所加算」取得事業所です。

※ 特定事業所加算（Ⅰ又はⅡ、Ⅲ）とは、次に掲げる基準に適合する事業所です。

- ①常勤かつ専従の主任介護支援専門員等を配置している。（Ⅰは2名以上、Ⅱは1名以上）
- ②常勤かつ専従の介護支援専門員を①以外に配置している。（Ⅰは3名以上、Ⅱは2名以上）
- ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催。
- ④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保して

- いる。
- ⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3以上利用者のしめる割合が40%以上（Iのみ）
 - ⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修をしている。
 - ⑦地域包括支援センターからの支援が困難な事例の紹介があった場合においても支援を提供している。
 - ⑧地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加する。
 - ⑨家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
 - ⑩特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
 - ⑪運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない。
 - ⑫事業所において居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費(II)を算定している場合は50名未満）である。
 - ⑬法定研修等における実習受入事業所となるなどの人材育成への協力体制の整備している。
 - ⑭他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研修会等の実施。
 - ⑮必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。

5. 利用料

(1) 利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者等の自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合、要介護度に応じた利用料金（介護報酬の告示上の額）をいただきます。

■居宅介護支援Ⅰ（地域区分 1単位：10.42円）

※居宅介護支援費Ⅱを算定していない場合

区 分		サービス 単位	サービス 利用料金	備 考
居宅介護 支援費(Ⅰ)	要介護1・2	1,086単位	11,316円/月	介護支援専門員1人あたり利用者45人未満
	要介護3・4・5	1,411単位	14,702円/月	
居宅介護 支援費(Ⅱ)	要介護1・2	544単位	5,668円/月	1人あたり利用者45人以上60人未満
	要介護3・4・5	704単位	7,335円/月	
居宅介護 支援費(Ⅲ)	要介護1・2	326単位	3,396円/月	1人あたり利用者60人以上
	要介護3・4・5	422単位	4,397円/月	

■居宅介護支援Ⅱ（地域区分 1単位：10.42円）

※指定サービス事業所等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所

区 分		サービス 単位	サービス 利用料金	備 考
居宅介護 支援費(Ⅰ)	要介護1・2	1,086単位	11,316円/月	介護支援専門員1人あたり利用者50人未満
	要介護3・4・5	1,411単位	14,702円/月	

居宅介護 支援費(Ⅱ)	要介護1・2	527単位	5,491円/月	1人あたり利用者50人 以上60人未満
	要介護3・4・5	683単位	7,116円/月	
居宅介護 支援費(Ⅲ)	要介護1・2	316単位	3,292円/月	1人あたり利用者60人 以上
	要介護3・4・5	410単位	4,272円/月	

※その他、居宅サービス利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行なったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合にモニタリングやサービス担当者会議等における検討必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行なわれ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱う事が適当と認められるケースについて居宅介護支援費を算定します。

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	内容
初回加算	300単位	3,126円/月	新規に居宅サービス計画を作成する 場合に算定致します。
入院時情報提供加算 (Ⅰ)	250単位	2,605円/月	病院又は診療所へ当該利用者に係る 必要な情報を入院した日のうちに提供 した場合
入院時情報提供加算 (Ⅱ)	200単位	2,084円/月	病院又は診療所へ当該利用者に係る 必要な情報を入院した日の翌日又は 翌々日に提供した場合
退院・退所加算 (カンファレンス参加 なし)	450単位 (連携1回)	4,689円/回	当該利用者の退院又は退所に当たっ て、利用者に関する必要な情報を得 た上で、居宅サービス計画書を作成 しサービスの利用に関する調整を行 った場合
	600単位 (連携2回)	6,252円/回	
退院・退所加算 (カンファレンス参加 あり)	600単位 (連携1回)	6,252円/回	当該利用者の退院又は退所に当たっ て、利用者に関する必要な情報を得 た上で、居宅サービス計画書を作成 しサービスの利用に関する調整を行 った場合
	750単位 (連携2回)	7,815円/回	
	900単位 (連携3回)	9,378円/回	
ターミナルケアマネジ メント加算	400単位	4,168円/回	入院・入所期間中上限1回
利用者又は家族の終末期の医療やケ アの方針に関する意向を把握し、同 意を得た上で、24時間連絡がとれ る体制を確保する。死亡日及び死亡 日以前14日以内に2日以上在宅を 訪問し主治医や居宅サービス事業所 と連携を図りながら利用者への支援 を実施した場合			
特定事業所加算(Ⅰ)	519単位	5,407円/月	P5 *特定事業所加算とは参照
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位	4,386円/月	P5 *特定事業所加算とは参照
特定事業所加算(Ⅲ)	323単位	3,365円/月	P5 *特定事業所加算とは参照
特定事業所加算(A)	114単位	1,187円/月	P5 *特定事業所加算とは参照

			①と常勤換算で1名以上（常勤・非常勤を問わず）の介護支援専門員を配置し③～⑬を満たしている場合
特定事業所医療介護連携加算	125単位	1,302円/月	医療機関と平時から連携を取ってターミナルケアマネジメント実施の実績が、一定以上ある場合に限り算定。なおかつ、特定事業所加算のいずれかを算定している場合に限る。
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2084円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じ利用者に必要な介護サービスの利用に関する調整を行った場合
通院時情報連携加算	50単位	521円/月	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数に5%を乗じた単位数を加算		厚生労働大臣が定める地域等に居住している利用者に対して、運営規程に定める通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援サービス提供を行った場合。

(2) 交通費

サービス提供地域内では交通費は無料ですが、サービス提供地域外に訪問する場合の交通費は、サービス提供地域との境界から目的地までの移動に実際に要した額をお支払いいただきます。

※ただし、通常の事業の実施地域以外で中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定している場合の交通費は無料になります。

(3) 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

複写物を交付する場合は、以下の通りとなります。

内 容	費 用
-----	-----

6. 個人情報の保護

個人情報保護のため「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守します。また、オンラインでの会議やカンファレンスにおいても参加者以外への情報の漏えい防止に必要な安全管理を行います。

したがって、契約者及びその家族のプライバシーの尊重に万全を期するとともに、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしません。また、職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た契約者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

さらに、サービス担当者会議等において、契約者またはその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により契約者またはその家族の同意を得るものとします。

当事業所において契約者及びその家族の個人情報の利用目的は以下の通りです。

- ・当該事業所が契約者等に提供するサービス
- ・業務の維持・改善のための資料
- ・学生等の実習への協力
- ・医療機関との連携を図るための情報共有
- ・介護保険業務
- ・科学的介護情報システム（LIFE）における厚生労働省への情報提供
- ・業務上必要な行政への対応
- ・ご家族への心身の状況説明およびご家族からの問い合わせへの対応
- ・損害賠償保険等に係る保険会社への相談または届出
- ・当該事業所からのご案内
- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

以上の利用目的以外で契約者の情報を利用する場合は、契約者に対し個別に理由を説明し同意を得た上で行います。

7. 事故発生時及び緊急時の対応

契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに契約者または家族及び京都府、市町村並びに関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行うものとします。

さらに、契約者に対するサービスの提供の際に契約者の病状に急変があった場合（緊急時）には、医師の指示を受け、必要により最寄りの救急病院等に搬送するなどの措置を講ずるとともに、家族及び京都府、市町村関係機関等に連絡を行うものとします。

8. 苦情等の受付

(1) 当事業所における苦情等の受付

当事業所における苦情やご相談、ご要望等は、下記窓口で受け付けています。

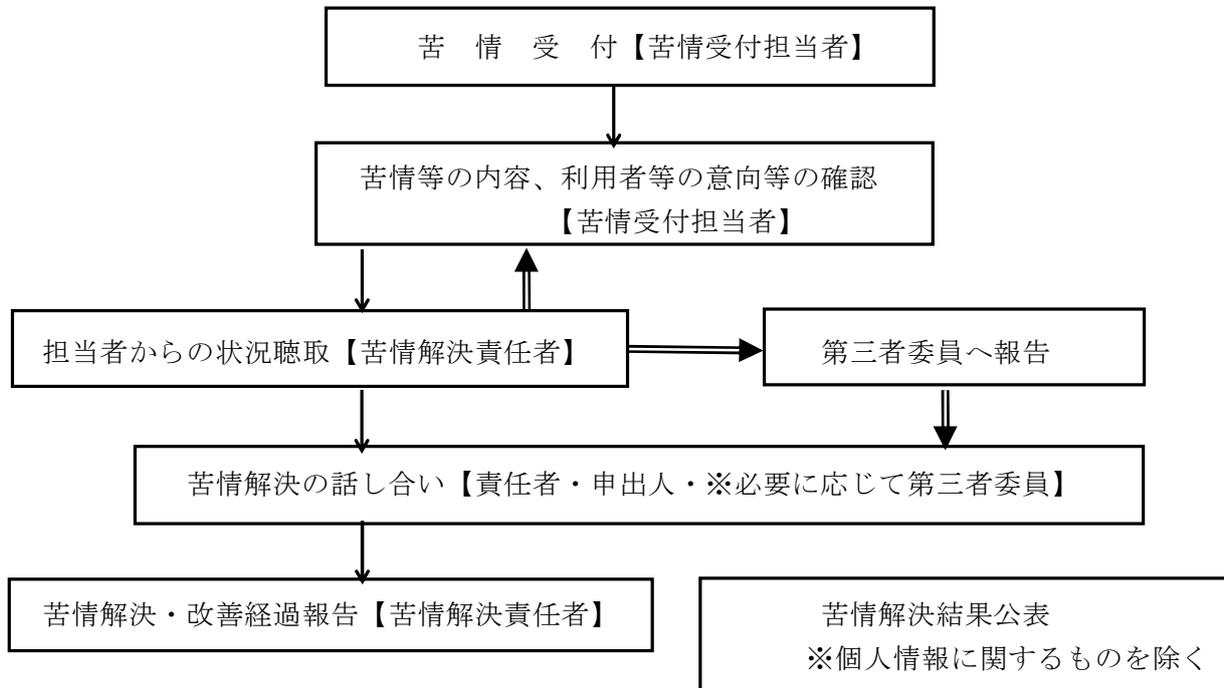
苦情受付担当者	島本 結子
苦情解決責任者	辻 克哉
受付時間	午前8時30分～午後5時00分 (日曜日、国民の祝日、12月30日～1月3日を除く)

連 絡 先	TEL:0774-76-7607(代表) 、0774-34-1123(直通)
-------	--

※電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとします。

※当事業所では、相談解決実施要綱を定め、契約者からの相談及び苦情に迅速かつ適切に対応します。

(2) 苦情対応方法



※ ⇔ 必要に応じて対応指示

(3) その他

上記以外にも各区役所、京都府国民健康保険団体連合会等でも相談及び苦情を受け付けております。

木津川市高齢介護課	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 土曜日、日曜日、国民の祝日、 12月29日～1月3日を除く
	連絡先	0774-75-1213
笠置町役場保健福祉課	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 土曜日、日曜日、国民の祝日、 12月29日～1月3日を除く
	連絡先	0743-95-2301
和東町役場福祉課	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 土曜日、日曜日、国民の祝日、 12月29日～1月3日を除く
	連絡先	0774-78-3001
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間	午前9時00分～午後12時00分 午後1時00分～午後5時00分 土曜日、日曜日、国民の祝日、 12月29日～1月3日を除く
	連絡先	075-354-9090

9. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 居宅介護支援の提供の開始後、もし入院された場合、担当介護支援専門員の氏名と当事業の連絡先を入院医療機関に提供してください。

10. 第三者評価の受診状況

当施設では、個々のサービス事業者の組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善に寄与することを主な目的として、介護サービス第三者評価を受診しています。

直近の受診年月日：令和6年2月21日

評価機関名称：一般社団法人京都私立病院協会

評価結果につきましては、当施設ホームページおよび京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページで閲覧いただけます。

- ・特別養護老人ホーム加茂の里 <http://www.takedahp.or.jp/group/welfare/kamo/>
- ・京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 <https://kyoto-hyoka.jp/>

11. 利用者への説明・同意等に係る見直し

(1) 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行います。

【省令改正、通知改正】

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

(2) 個人情報保護の対応を行ったうえで、ICT機器活用の取り組みとして、署名の電子化やオンラインでのカンファレンス、電子媒体での情報発信等を推進していきます。